

## 第22回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和4年3月23日(水) 午前11時00分

2 場所 ビッググループ滝沢 小ホール

### 3 日程

日程第1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第7 議案第4号 農地のあっせんについて

日程第8 議案第5号 令和4年度滝沢市農業労賃標準額の設定について

日程第9 議案第6号 農地の賃借料情報の提供について

日程第10 議案第7号 滝沢市農業委員会事務局職員の任免について

日程第11 報告第1号 第4回農政小委員会の報告について

日程第12 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について

日程第13 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

### 4 出席委員

農業委員

1番委員 駿河 信一

2番委員 太田 豊

3番委員 新田 義修

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 武田 美紀

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 吉清水 秀明

8番委員 大森 泰英

9番委員 齊藤 新一

推進委員

井上 浩児

鈴木 学

### 5 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

〃 主任主査 細川 直樹

〃 主 査 高橋 昂希

〃 主 任 武田 裕雅

開会時刻 令和4年3月23日（水） 午前11時00分

議長 只今の出席農業委員は9名であります。定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。  
なお、本日は推進委員2名が出席しています。  
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。  
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。  
議事録署名人につきましては、3番新田義修委員と5番武田美紀委員を指名します。  
書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。  
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。  
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。  
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第22回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和4年2月25日から令和4年3月23日までを報告させていただきます。議案書は2ページと3ページとなります。

（第21回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。  
日程第4、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。なお、事前に説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。  
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は2件です。議案書は5ページから9ページをご覧ください。  
整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は大釜駅からおおむね300メートル以内の場所に位置することから第3種農地と判断されると考えられ、農地転用目的の例外規定では第3種農地の転用は原則認められ得るとされていることから、許可相当の意見になるものと見られます。また、

資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

次に、整理番号2番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、周辺は多くの住宅に加え、新岩手農協の事業所や倉庫、民間の農業機材整備場、全農の燃料広域配送センター、並びに消防屯所等に囲まれ、地域の中心集落を形成している中の一角に位置しているため、農地転用目的の例外規定における集落接続に該当するものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、新田義修農業委員、井上浩児推進委員、鈴木学推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を井上推進委員にお願いします。

井上推進委員 推進委員の井上です。それでは私の方から議案第1号について、令和4年3月17日に新田農業委員と鈴木推進委員の3人により現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、大釜駅から北東へ約310メートルのところにあります。周囲の状況は、東側及び北側は農地、西側は宅地、南側は道路及び水路を挟み宅地となっております。

次に、整理番号2番の申請地の位置は、新岩手農業協同組合南部営農経済センター滝沢地区担当課などの施設の県道を挟んで東側に隣接したところにあります。周囲の状況ですが、東側は農地、西側は道路で主要地方道盛岡環状線を挟み宅地、南側は雑種地、北側は水路及び道路を挟み宅地となっております。

以上について調査の結果、いずれの申請地も日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

大森農業委員 8番大森です。意見書によると、用排水のところに排水なしとありますけれども、この駐車場の雨水等に関しては大丈夫なのでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

細川主任主査 ご質問に対してお答えいたします。駐車場等に関しましては書き方が色々あるのですけれども、事業計画によりますと敷砂利による砂利舗装ということですので、自然浸透が基本になっているということで確認はしておりました。こちらの書き方については、相手からなしとして出して来られることも多く、アスファルト舗装とかの場合には雨水排水がどうなっているか十分確認するため、しっかりした記載を求めているとこ

ろですが、砂利舗装等そういった場合には、申請書類の事業計画書の中にあります排水の欄がなしと書いてあるならば、敷地内部で収められると考えているものであろうとの解釈のうえで、現地調査において委員さん方に見ていただき敷地内で収められる範囲か、特に敷地の外に水が行きそうな所ではないか、という確認ができるようであれば、なしは特に対処なしという意味で通すようにしておりました。今回につきましても、相手方の事業計画では排水なしと書いてありましたが、現地調査では砂利舗装であれば敷地内で雨水は浸透できる範囲で問題ないだろうと判断される現場状況でしたので、なしという相手方の説明のままで意見書案を作らせていただいたところでございます。

議長 よろしいですか。  
そのほかに質疑ございますでしょうか。

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第1号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第1号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は3件です。議案書は11ページから17ページをご覧ください。

整理番号1番は、前回の総会において転用事業計画の変更についてご審議いただいた案件であり、先般変更の承認を受けたことに基づく転用の申し出になります。申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は小岩井駅からおおむね300メートル以内の場所に位置することから第3種農地と判断されると考えられ、農地転用目的の例外規定では第3種農地の転用は原則認められ得るとされていることから許可相当の意見になるものと見られます。なお、前回総会においてご審議いただいた転用事業計画と比べ、駐車場の内容を見直ししたことに伴い駐車場と庭等の面積が若干変更になっております。また、資金計画は全額金融機関からの融資によるものであり、金融機関からの融資に対する事前相談結果通知により事業の確実性について確認しているところです。

次に、整理番号2番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地はおおむね10ヘクタール以

上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、転用面積が既存施設面積141.78平方メートルの2分の1以内の面積であることから、農地転用目的の不許可の例外規定における既存施設の拡張に該当するものと見られます。また、資金計画は自己資金よるもので、一部は手付金として支払い済みとなっており、金融機関からの残高証明、並びに契約書類及び領収書により事業の確実性について確認しているところです。

最後に、整理番号3番はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、農地転用目的の例外規定における一時転用の項目に該当する内容となっております。当該農地が接している滝沢市道の道路改良を行うため、市が発注した工事の請負業者が工事用の現場事務所、作業員休憩所、駐車場及び資材置場として、隣接する土地と併せて約9か月間使用するというものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を新田農業委員にお願いします。なお、整理番号1番につきましては、第21回総会の議案第4号で報告済みですので省略します。

新田農業委員 3番の新田です。それでは私の方から議案第2号のうち整理番号2番及び3番について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号2番の申請地の位置は、なでしこ保育園から道路を挟み南側に隣接したところにあります。周囲の状況は、東側は宅地、西側及び南側は農地、北側は道路を挟み宅地でなでしこ保育園の敷地となっております。

次に、整理番号3番の申請地の位置は、盛岡農業高校の校舎から北へ約750メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側は道路で国道282号一本木バイパスの建設用地、西側は山林、南側は道路を挟み山林、北側は雑種地となっております。

以上について調査の結果、いずれの申請地も日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

本案件の整理番号12番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。整理番号12番は4番佐藤委員が該当します。

つきましては、最初に整理番号12番を審議し、次に整理番号12番を除き一括審議することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、最初に整理番号12番を審議し、次に整理番号12番を除き一括審議することとします。

それでは、整理番号12番を審議します。議事参与の制限があります。4番佐藤恵一郎委員の退席を求めます。

(4番佐藤恵一郎委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 それでは私の方から議案第3号整理番号12番について補足説明させていただきます。議案書は25ページ、26ページをご覧ください。整理番号12番は議案書に記載のとおりとなっております。

以上、整理番号12番については、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を鈴木推進委員にお願いします。

鈴木推進委員 推進委員の鈴木です。それでは私の方から整理番号12番について報告いたします。

整理番号12番の農地につきましては、広く農地として活用されていることが確認できました。

農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で整理番号12番の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第3号整理番号12番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。  
よって、議案第3号整理番号12番は原案のとおり決定いたしました。  
4番佐藤恵一郎委員の入場を許可します。

(4番佐藤恵一郎委員入場)

議長

4番佐藤委員にお伝えします。議案第3号整理番号12番につきましては、挙手全員で決定しました。

議長

続きまして、議案第3号のうち整理番号12番を除き一括審議します。  
事務局より説明させます。

高橋主査

それでは私の方から議案第3号のうち、整理番号12番を除く主な案件について補足説明させていただきます。議案書は19ページをご覧ください。

整理番号1番は、地域の認定農業者が途中解約した農地を同地域の農業者が借り受ける案件となっております。本件は地域の推進委員が調整し成約に至った案件です。

整理番号2番は、契約の更新とともに作業受託していた農地を新たに利用権設定する案件です。

整理番号3番及び4番は、親子間での使用貸借です。新規となっておりますが、令和3年12月31日まで農地法第3条の使用貸借契約をしており、契約更新のタイミングで基盤法による手続きを行ったものです。実質的に更新案件となるため、現地調査は行っておりません。

整理番号5番の所有者は、第18回総会において許可がなされた農地法第3条の有償移転案件の譲受人の娘となります。第18回総会において許可がなされた後、体調の急変により亡くなってしまい娘が相続いたしました。相続した農地は他にもあり、そちらを耕作するだけで手いっぱいということから、本件農地の周辺を耕作している今回の借受人が借り受けることとなったものです。

整理番号7番は、受け手の親が借りていた農地を同世帯である娘が借り受ける案件となっておりますので、実質更新という考え方となります。

整理番号9番ですが、権利の設定をし借り受けていた農地を、契約期間終了とともに買い受ける案件となっております。

整理番号10番は、隣を耕作している者が買い受ける案件です。本件の農地は令和3年度の農地パトロールで1号一良と判断されておりま

した。その後所有者より売り渡しの相談があり、地域の農業委員が間を調整し成約に至った案件となっております。

整理番号14番及び16番から19番は、大沢地域における地域集積協力金事業への参加申し出のタイミングで所有者から貸付の意向を示された農地を、地域の農業委員及び推進委員が地域の中心経営体と調整を図り成約に至った案件です。

整理番号15番は、下鶴飼地域における地域集積協力金事業へ参加する方の貸借案件です。

整理番号20番から30番は、盛岡市の認定農業者が借り受ける案件です。受け手は令和2年より農地中間管理機構を活用し、既に本地域で耕作しておりました。令和2年より今回の受け手に自身の農地の一部を貸し付けている農業者より、令和3年の秋に離農に伴う農地の貸付相談がありました。事務局といたしましては、この相談をきっかけとし、保全管理されている農地が多い本地域において地域の推進委員に相談をしながら、本地域を耕作している今回の受け手に対して集約化を図るよう調整したものでございます。

以上、議案第3号のうち整理番号12番を除いたものについては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を鈴木推進委員にお願いします。なお、整理番号3番、4番、7番、8番につきましては、更新の案件につき現地調査を省略しております。

鈴木推進委員 推進委員の鈴木です。それでは私の方から議案第3号のうち新規案件である整理番号1番、2番、5番、6番、9番から11番及び13番から30番について、報告いたします。

いずれの現地も、広く農地として活用されていることが確認できました。

農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第3号のうち整理番号1番、2番、5番、6番、9番から11番及び13番から30番についての現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第3号のうち整理番号12番を除いたものについて、原案のおお



り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第3号のうち整理番号12番を除いたものについては原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第7、議案第4号、農地のあっせんについてを議題とします。  
事務局より説明させます。

高橋主査

議案第4号、農地のあっせんについて補足説明させていただきます。  
議案書は58ページをご覧ください。今回の農地のあっせんについては、売渡の案件が1件となっております。

以上で補足説明を終わります。

議長

暫時、休憩します。

(11時30分休憩)

(11時39分再開)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号整理番号1番について、あっせんすることに決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)

議長

挙手少数であります。

よって議案第4号整理番号1番については、あっせんしないことに決定しました。

議長

日程第8、議案第5号、令和4年度滝沢市農業労賃標準額の設定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査

議案第5号、令和4年度滝沢市農業労賃標準額の設定についてご説明申し上げます。議案書は60ページから62ページをご覧ください。

令和4年度の滝沢市農業労賃標準額(案)につきましては、最初に農政小委員会において原案を検討し、続いて農業生産組織の代表者及び農業者等に委員として参加いただいた検討会において62ページの顛

末にもありますように検討、了承されたものとなります。

まず、議案書60ページは現在設定されております令和3年度の標準額と改定後となります令和4年度の標準額の案を比較した表となっておりますので、これに基づきまして主な改正点についてご説明申し上げます。令和4年度は、人力の部におきまして、まず、水田及び畑作業における標準額を日額240円、時給にして30円の増に、また、畑軽作業並びに果樹園作業におけるその他一般作業の2つの項目における標準額を日額224円、時給にして28円の増に、それぞれ改めようとするものになります。これは令和3年10月に発効しました岩手県の最低賃金の改定により、その最低賃金を下回ることとなったことから見直しを図るものでございます。なお、人力の部以外につきましては、本年度に引き続き標準額としては据え置きを図ろうとするものでございます。その理由といたしましては、燃料や資材物価の急激な高騰、あるいは米価の下落等、様々な事情が生じているところであり、現在も産油国周辺での政情不安が生じており、食料等の輸出入に与える影響等も含め農業全般の先行きが不透明な状況にありますことから、標準額の改定は農業経営にも直接的な影響を与えるということを考えますと、周辺環境の落ち着きを待って冷静に検討をしていくべきものであり、現時点での見直しについてはやむなく見送りを図ろうとの判断に至ったものでございます。

次に、議案書61ページは4月中を目途に農家のみなさまに配布する予定であります令和4年度滝沢市農業労賃標準額表の原稿案となります。この中では、今回、標準額表の枠外左下にある補足説明欄において標準額はあくまで目安であることを強調した表示をすること、そして、今回の緊急的な対応としまして、作業時点における燃料や資材の価格変動を考慮し料金を決定いただくよう注意書きを加えることについて、検討会のご意見等を基に行いたいと考えております。また、枠外右下にあるPR欄についても、農作業事故防止、農業者年金加入促進、農地事前相談のPRに加えまして、今回新たに全国農業新聞の購読促進のPRを加えることについて、ご提言を頂戴しましたので早速反映させていただき、併せて、お問い合わせなどは農業委員、推進委員または事務局までという記載も加えさせていただきたいと考えております。

最後に公表後の周知、配布についてであります。例年どおり各農協を通じて所属する農家のみなさまへ配布することに加え、4月15日号の市の広報に掲載しお知らせすることを予定しております。また、4月1日時点で市ホームページ上に公開する他、同日以降は市役所の農業委員会の窓口でも希望者に配布できるよう準備してまいります。

以上で説明を終わります。

議長

ここで関連がありますので、日程第11、報告第1号、第4回農政小委員会の報告について吉清水農政小委員長より報告をお願いします。

吉清水委員長

農政小委員会委員長の吉清水です。それでは私の方から第4回農政小委員会の顛末についてご報告いたします。議案書は68ページと69

ページをご覧ください。

第4回農政小委員会は2月22日に農政小委員会委員8名により、令和4年度の農業労賃標準額の設定について協議を行いました。

まず、4年度の農業労賃標準額の設定にあたっては、今回の農政小委員会、続く検討会による検討を経たうえで、本日の総会における審議及び議決をもって決定することとして進めることを確認しました。

次に検討会の検討事項等について協議し、検討会に提出する資料や検討委員について資料案に基づき事務局から説明が行われ、内容の確認を行い、案のとおり決定することとなりました。

併せて4年度の農業労賃標準額の改定案について協議を行い、議案書の顛末のとおり改定案が出され、了承されました。

このような協議を踏まえ、検討会の内容等について決定しました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号、令和4年度滝沢市農業労賃標準額の設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり設定することに決定いたしました。

議長 日程第9、議案第6号、農地の賃借料情報の提供についてを議題とします。

事務局より説明させます。

高橋主査 議案第6号、農地の賃借料情報の提供について補足説明させていただきます。議案書は64ページをご覧ください。

令和4年度の賃借料情報の提供についてですが、議案書に記載されておりますとおり平成29年1月から令和3年12月までに締結された農地の賃貸借における10アールあたりの賃借料水準について、5年間のデータを基に算出したものとなります。

以上で補足説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

大森農業委員 この賃借料に関して、これは一般農家にも知らせるものなのか、あるいはここだけで終わってしまうのか、その辺はどうなのでしょう。

高橋主査 こちらにつきましては、みなさまに広く公開といたしますか、お知らせ

できるようになっております。もちろん、農業委員会事務局の窓口にも備えておりますので、相談等をされる方の中にはこちらを参考に賃借料を設定する方もおられます。

議長 よろしいですか。  
そのほかに質疑ございますか。

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第6号、農地の賃借料情報の提供について、原案のとおり提供することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第6号は原案のとおり提供することに決定いたしました。

議長 日程第10、議案第7号、滝沢市農業委員会事務局職員の任免についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

佐々木事務局長 議案第7号、滝沢市農業委員会事務局職員の任免について説明いたします。議案書は66ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長 本案件は人事案件のため質疑を省略し、ただちに採決に入ります。  
議案第7号、滝沢市農業委員会事務局職員の任免について、承認する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第12、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第13、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、お手元の議案書70ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。  
これをもって、第22回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和4年3月23日 午前11時52分

議 長

---

会議録署名人 3番委員

---

会議録署名人 5番委員

---

これは原本である。

令和4年3月23日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 新一